平成２９年（フ）第１２１号
愛知県岡崎市牧御堂町字水洗46番地２　ＣＡＳＡアペルタⅡ　102
債務者　川澄　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
大阪府岸和田市南上町１丁目49番23号
債務者　西　　英樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
北海道北見市常盤町３丁目12番３号、前住所北海道北見市北進町４丁目12番57号　オホーツクハイツ107号
債務者　本島美枝子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
北海道北見市常盤町３丁目12番３号、前住所北海道北見市北進町４丁目12番57号　オホーツクハイツ107号
債務者　本島　秀男
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
埼玉県三郷市戸ケ崎3180番地116
債務者　小藤田龍之介
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地７号棟302号室
債務者　小竹　仁美
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
埼玉県草加市青柳３丁目20番31号　シャルム・ノア102号
債務者　稲葉　祐樹
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
埼玉県吉川市大字保675番地１　エクセルプラザ303号
債務者　鈴木たか子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
埼玉県草加市八幡町936番地１　モア・ステージ草加公園通り406号、旧住所埼玉県草加市松原５丁目６番20―206号
債務者　伊藤　剛志
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
千葉市若葉区高根町915番地30　中田アパート２Ｆ（左）
債務者　今関　泰央
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３号
千葉県八千代市八千代台東４丁目20番11号
債務者　高島春子こと　崔　　祝吮
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８３号
千葉県八千代市勝田台６丁目26番地４
債務者　髙野多鶴子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８７号
千葉県八千代市大和田新田416番地26
債務者　森　新之助
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２００号
千葉市若葉区千城台東２丁目39番１号　ダイアパレス千城台Ⅱ301号
債務者　西岡　謙一
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２１号
千葉県船橋市薬円台６丁目19番１―201号
債務者　川又　広美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２２号
千葉市中央区星久喜町1080番地５　ガーデンコート星久喜103号
債務者　髙橋　一司
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３４号
千葉県船橋市本中山１丁目18番９号　タウンハイツ202号
債務者　小林　和人
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係